

制定日: 2001 年 4 月 19 日

発行日: 2026 年 4 月 1 日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名称	エスロン 40
供給者の会社名称, 住所及び電話番号	
会社名称	積水化学工業株式会社
住所	東京都港区虎ノ門 2-10-4(オークラプレステージタワー)
電話番号	03-6748-6501
担当部門	環境ライフラインカンパニー 建材事業部
供給者の FAX 番号又は電子メールアドレス	
FAX 番号	03-6748-6564
緊急連絡電話番号	03-6748-6501
推奨用途	雨とい用接着剤
使用上の制限	所定の用途以外には使用しないこと

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類

引火性液体	区分 2
皮膚腐食性/刺激性	区分 2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2
発がん性	区分 1B
生殖毒性	区分 2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 1(中枢神経系)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2(腎臓)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3(気道刺激性)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3(麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1(神経系; 中枢神経系; 呼吸器; 肝臓; 消化管)

記載のない危険有害性は、区分に該当しない、或いは分類できない。

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

H225 引火性の高い液体及び蒸気

制定日: 2001 年 4 月 19 日

発行日: 2026 年 4 月 1 日

H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H350 発がんのおそれ
H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
H370 臓器の障害（中枢神経系）
H371 臓器の障害のおそれ（腎臓）
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（神経系；中枢神経系；呼吸器；肝臓；消化管）

注意書き

【安全対策】

P201 使用前に取扱説明書を入手すること。
P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
P210 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。
禁煙。
P233 容器を密閉しておくこと。
P240 容器を接地しアースをとること。
P241 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
P242 火花を発生させない工具を使用すること。
P243 静電気放電に対する措置を講ずること。
P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
P264 取扱い後は接触部位をよく洗うこと。
P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
P271 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【応急措置】

P302+P352 皮膚に付着した場合：多量の水/適切な洗浄剤で洗うこと。
P303+P361+P353 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P308+P311 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
P312 気分が悪いときは医師に連絡すること。
P321 特別な処置が必要である（SDS の「4.応急措置」を見よ）。
P332+P313 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。
P337+P313 眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。

制定日: 2001 年 4 月 19 日

発行日: 2026 年 4 月 1 日

P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

P370+P378 火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。

【保管】

P403+P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

P403+P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

P405 施錠して保管すること。

【廃棄】

P501 内容物/容器を国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

GHS 分類に関係しない又は GHS で扱われない他の危険有害性

情報無し

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

情報無し

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	CAS RN®	含有量 (wt%)	官報公示整理番号	
			化審法	安衛法
メチルエチルケトン	78-93-3	27	2-542	2-542
テトラヒドロフラン	109-99-9	27	5-53	5-53
塩化ビニル・酢酸ビニル系共重合体	N/A	20-30	情報無し	情報無し
アセトン	67-64-1	18	2-542	2-542
ビニル=アセタート	108-05-4	0.1-10	2-728	2-728
メタノール	67-56-1	0.27	2-201	2-201
すず化合物	68109-88-6	0.1-10	2-3019	2-3019

備考

含有量の情報は当社の営業秘密のため、範囲をもって記載しております。

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

多量の水/適切な洗浄剤で洗うこと。

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察/手当てを受けること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

制定日: 2001 年 4 月 19 日

発行日: 2026 年 4 月 1 日

飲み込んだ場合	眼の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。 口をすすぐこと。 大量に飲み込んだ場合は、直ちに医師に連絡すること。 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	医療スタッフに物質が何であるかを伝え、自身の保護措置にも気をつけさせる。
医師に対する特別な注意事項	症状に応じた治療を行う。 症状が遅れて現れることがあるため、医療機関における経過観察が必要である。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	二酸化炭素、粉末消火剤、泡消火剤
使ってはならない消火剤	棒状水
火災時の特有の危険有害性	引火性の高い液体及び蒸気。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火水や希釈水の流出により環境汚染を引き起こさないように注意する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	適切な保護具を着用し、可能な限り風上から行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業者は適切な保護具(8. ばく露防止措置及び保護措置の項を参照)を着用し、風上から作業する。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立ち入りを禁止する。
環境に対する注意事項	環境への放出を避けること。 漏出物が河川、水路へ流出または地下へ浸透することを防ぐこと。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	安全にできるなら漏洩を止める。 漏出物をできるだけ回収すること。 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。 容器を密閉しておくこと。 容器を接地しアースをとること。 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

制定日: 2001 年 4 月 19 日

発行日: 2026 年 4 月 1 日

火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する措置を講ずること。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
取扱い後は接触部位をよく洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

保管

安全な保管条件

直射日光が入らない、涼しく乾燥した場所に貯蔵すること。
容器を密閉しておくこと。
施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

環境汚染を避けるために、適切な容器を使用すること。

混触禁止物質

「10.安定性及び反応性」を参照。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 メチルエチルケトン 200ppm
 テトラヒドロフラン 50ppm
 アセトン 500ppm
 メタノール 200ppm

濃度基準値 ビニル=アセタート 8 時間濃度基準値 10ppm ; 短時間濃度基準値 15ppm

許容濃度

日本産業衛生学会

メチルエチルケトン 75 ppm ; 221 mg/m³ (皮)
 ン
テトラヒドロフラン 50 ppm ; 148 mg/m³ (皮)
アセトン 200 ppm ; 475 mg/m³
メタノール 200 ppm ; 260 mg/m³ (皮)

ACGIH

メチルエチルケトン TWA 75ppm STEL 150ppm (Skin)
 ン
テトラヒドロフラン TWA 50ppm STEL 100ppm (Skin);(A3)
アセトン TWA 250ppm STEL 500ppm (A4)
ビニル=アセタート TWA 10ppm STEL 15ppm (A3)
メタノール TWA 200ppm STEL 250ppm (Skin)

設備対策

局所排気装置の設置、設備の密閉化または全体換気を適正に行うことが望ましい。
作業場所ではシャワー、手洗い、洗顔設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

呼吸用保護具	状況に応じて、適切な呼吸保護具を着用する。
手の保護具	適切な耐化学薬品性の手袋を着用すること。
眼、顔面の保護具	適切な保護眼鏡を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣服、安全靴を使用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
色	無色透明
臭い	特有の刺激臭
融点/凝固点	データ無し
沸点又は初留点及び沸点範囲	56.5 °C
可燃性	データ無し
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	データ無し
引火点	-17°C(タグ密閉法)
自然発火点	データ無し
分解温度	データ無し
pH 値	データ無し
動粘性率	データ無し
溶解度	データ無し
n-オクタノール/水分配係数(log 値)	データ無し
蒸気圧	データ無し
密度及び/又は相対密度	データ無し
相対ガス密度	データ無し
粒子特性	データ無し

10. 安定性及び反応性

反応性	混触危険物質に触れると反応するおそれがある。
化学的安定性	通常の取扱いにおいて安定である。
危険有害反応可能性	一般的な使用条件下では、危険な反応は知られていない。
避けるべき条件	混触危険物質との接触。
混触危険物質	情報無し
危険有害な分解生成物	情報無し

11. 有害性情報

急性毒性

経口:

成分の危険有害性

メチルエチルケトン:

LD50 2737mg/kg(日本 NITE)

テトラヒドロフラン: 区分 4

LD50 1650mg/kg(日本 NITE)

アセトン:

LD50 6667mg/kg(日本 NITE)

ビニル=アセタート:

LD50 2900mg/kg(日本 NITE)

メタノール: 区分 4

LD50 1400mg/kg(日本 NITE)

経皮:

成分の危険有害性

メチルエチルケトン:

LD50 6480mg/kg(日本 NITE)

アセトン:

LD50 20000mg/kg(日本 NITE)

ビニル=アセタート:

LD50 2325mg/kg(日本 NITE)

メタノール:

LD50 15800mg/kg(日本 NITE)

吸入:

成分の急性毒性(吸入)

ビニル=アセタート: 区分 4(EU(CLP)調和分類)

メタノール: 区分 3(EU(CLP)調和分類)

成分の急性毒性(吸入:蒸気)

メチルエチルケトン: 区分 4

LC50 34.5mg/L(日本 NITE)

LC50 11700ppmV(日本 NITE)

テトラヒドロフラン: 区分 4

LC50 53.6mg/L(日本 NITE)

LC50 18187ppmV(日本 NITE)

アセトン:

LC50 29698ppmV(日本 NITE)

制定日: 2001 年 4 月 19 日

発行日: 2026 年 4 月 1 日

ビニル=アセタート: 区分 4

LC50 11.4mg/L(日本 NITE)

LC50 3237.7ppmV(日本 NITE)

メタノール:

LC50 22500ppmV(日本 NITE)

皮膚腐食性/刺激性

皮膚腐食性/刺激性 区分 2

成分の危険有害性

メチルエチルケトン: 区分 2(日本 NITE)

テトラヒドロフラン: 区分 2(日本 NITE)

ビニル=アセタート: 区分 2(日本 NITE)

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分 2

成分の危険有害性

メチルエチルケトン: 区分 2A(日本 NITE)

テトラヒドロフラン: 区分 2A(日本 NITE)

アセトン: 区分 2B(日本 NITE)

ビニル=アセタート: 区分 2(日本 NITE)

メタノール: 区分 2(日本 NITE)

呼吸器感作性

情報無し

皮膚感作性

情報無し

生殖細胞変異原性

成分の危険有害性

ビニル=アセタート: 区分 2(日本 NITE)

発がん性

発がん性 区分 1B

成分の危険有害性

テトラヒドロフラン: 区分 2(日本 NITE)

ビニル=アセタート: 区分 1B(日本 NITE)

生殖毒性

生殖毒性 区分 2

成分の危険有害性

制定日: 2001 年 4 月 19 日

発行日: 2026 年 4 月 1 日

テトラヒドロフラン: 区分 2(日本 NITE)

アセトン: 区分 2(日本 NITE)

メタノール: 区分 1B(日本 NITE)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 1(中枢神経系)

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 2(腎臓)

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 3(気道刺激性)

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 3(麻酔作用)

成分の危険有害性

メチルエチルケトン: 区分 2(腎臓);区分 3(気道刺激性);区分 3(麻酔作用)(日本 NITE)

テトラヒドロフラン: 区分 1(中枢神経系);区分 3(気道刺激性);区分 3(麻酔作用)(日本 NITE)

アセトン: 区分 3(気道刺激性);区分 3(麻酔作用)(日本 NITE)

ビニル=アセタート: 区分 3(気道刺激性);区分 3(麻酔作用)(日本 NITE)

メタノール: 区分 1(中枢神経系;視覚器;全身毒性);区分 3(麻酔作用)(日本 NITE)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分 1(神経系;中枢神経系;呼吸器;肝臓;消化管)

成分の危険有害性

メチルエチルケトン: 区分 1(神経系)(日本 NITE)

テトラヒドロフラン: 区分 1(中枢神経系;呼吸器;肝臓)(日本 NITE)

アセトン: 区分 1(中枢神経系;呼吸器;消化管)(日本 NITE)

ビニル=アセタート: 区分 2(呼吸器)(日本 NITE)

メタノール: 区分 1(中枢神経系;視覚器)(日本 NITE)

誤えん有害性

情報無し

12. 環境影響情報

生態毒性

成分の水生環境有害性 短期(急性)

メチルエチルケトン:

魚類 LC50(96hr) >100mg/L(日本 NITE)

甲殻類 EC50(48hr) 1000mg/L(日本 NITE)

藻類 EC50(96hr) 1200mg/L(日本 NITE)

テトラヒドロフラン:

魚類 LC50(96hr) 2160mg/L(日本 NITE)

甲殻類 EC50(48hr) 5930mg/L(日本 NITE)

アセトン:

制定日: 2001 年 4 月 19 日

発行日: 2026 年 4 月 1 日

魚類 LC50(96hr) >100mg/L(日本 NITE)
ビニル=アセタート: 区分 2
魚類 LC50(96hr) 2.4mg/L(日本 NITE)
メタノール:
魚類 LC50(96hr) 15400mg/L(日本 NITE)
甲殻類 EC50(48hr) 1340mg/L(日本 NITE)
成分の水生環境有害性 長期(慢性)
メチルエチルケトン:
藻類 NOEC 93mg/L(日本 NITE)
テトラヒドロフラン:
魚類 NOEC 216mg/L(日本 NITE)
ビニル=アセタート: 区分 3
藻類 NOEC 0.2mg/L(日本 NITE)

残留性・分解性	メチルエチルケトン:急速分解性 あり(日本 NITE) テトラヒドロフラン:急速分解性 あり(日本 NITE) ビニル=アセタート:急速分解性 あり(日本 NITE)
生物蓄積性	情報無し
土壌中の移動性	情報無し
オゾン層への有害性	情報無し

13. 廃棄上の注意

廃棄に関する情報	内容物/容器を国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

14. 輸送上の注意

国連番号	1133
品名(国連輸送名)	ADHESIVES containing flammable liquid
国連分類	3
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
応急措置指針番号	128
国内規制がある場合の規制情報	航空規制情報 航空法の規定に従う 海上規制情報 船舶法の規定に従う

制定日: 2001 年 4 月 19 日

発行日: 2026 年 4 月 1 日

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法

特定第一種指定化学物質

非該当

第一種指定化学物質

テトラヒドロフラン(政令名称:テトラヒドロフラン)

第二種指定化学物質

非該当

労働安全衛生法

製造等が禁止される有害物

非該当

製造の許可を受けるべき有害物

非該当

名称等を表示すべき危険物及び有害物

メチルエチルケトン(政令名称:メチルエチルケトン(令和7年4月1日施行))

テトラヒドロフラン(政令名称:テトラヒドロフラン(令和7年4月1日施行))

アセトン(政令名称:アセトン(令和7年4月1日施行))

ビニル=アセタート(政令名称:酢酸ビニル(アルキル基の異性体を含む。))(令和7年4月1日施行))

名称等を通知すべき危険物及び有害物

メチルエチルケトン(政令名称:メチルエチルケトン(令和7年4月1日施行))

テトラヒドロフラン(政令名称:テトラヒドロフラン(令和7年4月1日施行))

アセトン(政令名称:アセトン(令和7年4月1日施行))

ビニル=アセタート(政令名称:酢酸ビニル(アルキル基の異性体を含む。))(令和7年4月1日施行))

メタノール(政令名称:メタノール(令和7年4月1日施行))

ジエチル=6,6-ジオクチル-4,8-ジオキソ-5,7-ジオキサ-6-スタンナウンデカ-2,9-ジエンジオアート(政令名称:す
ず及びその化合物(令和7年4月1日施行))

特定化学物質障害予防規則

非該当

有機溶剤中毒予防規則

メチルエチルケトン(政令名称:メチルエチルケトン) 第二種有機溶剤等

テトラヒドロフラン(政令名称:テトラヒドロフラン) 第二種有機溶剤等

アセトン(政令名称:アセトン) 第二種有機溶剤等

メタノール(政令名称:メタノール) 第二種有機溶剤等

鉛中毒予防規則・四アルキル鉛中毒予防規則

非該当

作業環境評価基準で管理濃度が定められた物質

メチルエチルケトン(物の種類:メチルエチルケトン)

テトラヒドロフラン(物の種類:テトラヒドロフラン)

制定日: 2001 年 4 月 19 日

発行日: 2026 年 4 月 1 日

アセトン(物の種類:アセトン)

メタノール(物の種類:メタノール)

健康障害防止指針公表物質

ビニル=アセタート(名称:酢酸ビニル)

強い変異原性が認められた化学物質

非該当

がん原性物質(作業記録等の30年保存対象物質)

ビニル=アセタート(リスト名称:ビニル=アセタート)

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質

メチルエチルケトン(リスト名称:メチルエチルケトン)皮膚吸収性有害物質

テトラヒドロフラン(リスト名称:テトラヒドロフラン)皮膚吸収性有害物質

毒物及び劇物取締法

特定毒物

非該当

毒物

非該当

劇物

非該当

化学物質審査規制法

第一種特定化学物質

非該当

第二種特定化学物質

非該当

監視化学物質

非該当

優先評価化学物質

テトラヒドロフラン

ビニル=アセタート

大気汚染防止法

法第 2 条第 4 項 メチルエチルケトン(政令名称:大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)) 揮発性有機化合物(VOC)

法第 2 条第 4 項 テトラヒドロフラン(政令名称:大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)) 揮発性有機化合物(VOC)

法第 2 条第 4 項 アセトン(政令名称:大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)) 揮発性有機化合物(VOC)

法第 2 条第 4 項 ビニル=アセタート(政令名称:大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原

制定日: 2001 年 4 月 19 日

発行日: 2026 年 4 月 1 日

因とならない物質として政令で定める物質を除く。)) 揮発性有機化合物(VOC)

中環審第 9 次答申(別表 1)の 61 ビニル=アセタート(政令名称:酢酸ビニル)有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質

法第 2 条第 4 項 メタノール(政令名称:大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)) 揮発性有機化合物(VOC)

政令第 10 条第 6 号 メタノール(政令名称:メタノール) 特定物質

中環審第 9 次答申(別表 1)の 110 ジエチル=6,6-ジオクチル-4,8-ジオキソ-5,7-ジオキサ-6-スタンナウンデカ-2,9-ジエンジオアート(政令名称:有機スズ化合物) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質

水質汚濁防止法

非該当

船舶安全法

引火性液体類

航空法

引火性液体

消防法

非該当

16. その他の情報

参考文献

JIS Z 7252 GHSに基づく化学品の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

TLVs and BEIs ACGIH

日本産業衛生学会、許容濃度等の勧告

独立行政法人製品評価技術基盤機構 CHRIP

免責事項

本 SDS は、現時点で入手出来る資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、情報の正確さを保証するものではありません。すべての化学品には未知の有害性がありうるため、取扱には細心の注意を払ってください。

改訂日

2026 年 4 月 1 日

作成日

2001 年 4 月 19 日

版番号

1.0

その他

本品は工業用接着剤として開発・製造されたものです。医療用その他特殊用途に使用される場合には、貴社において事前に、その安全性をご試験・ご確認の上、ご使用ください。また、体内に埋植・注入する用途、または体内に一部が残留するおそれのある用途には、絶対に使用しないでください。

労働安全衛生法の表示対象物質を含有していても、混合物としての GHS 分類において危険有害性区分が『区分に該当しない』または『分類できない』と評価された場合、GHS に基づく危険有害性のラベル表示は行っておりません。